

境トリニタス会則

第1条〔名称〕

名称を境トリニタス（以下単にクラブ）と称する。英語による表記は Sakai Trinitas という。

第2条〔所在地〕

本クラブは、主たる事務局を茨城県猿島郡境町染谷 642 番地 1 に事務局を置き、トリニタスパーク、境町サッカー場を主たる活動場所とする。

第3条〔基本理念〕

本クラブは、将来プロリーグへの参戦を全力で目指すことで『サッカーを中心としたスポーツ文化』を地域とともに作り上げ、『夢・希望・感動』があふれる町づくりができるようにする。そして、心身ともに健全な子どもたちを育成するために、ピッチ上でもピッチ外でも常に子どもたちの模範となるように努める。

第4条〔活動期間〕

活動年度は毎年1月1日より12月末日までとする。

第5条〔努力義務〕

(1)会員は第3条の基本理念を達成するために練習や以下の大会、その他の活動に参加するよう努めなければならない。

- ①茨城県社会人リーグ
- ②茨城県選手権など県連盟主催の大会及び関東連盟や全国連盟主催の大会
- ③その他参加意義のある大会、練習試合
- ④広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動。
- ⑤その他、クラブが必要と認めた事項。

第6条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1)本人及び法定代理人が本クラブの基本理念に賛同し、かつ本会則その他、本クラブの諸規約を遵守する旨を誓約すること。
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であること。

第7条〔入会手続き〕

入会希望者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、本クラブに申し込む。

第8条〔会費〕

会員は、本クラブの運営に必要な会費を納めるものとする。

- (1)入会金は無料、年会費は、会員1人につき5,000円(税別)を納入するものとし、入会月に納入するものとする。
- (2)退会後に再入会した場合は、年度内に限り、年会費再徴収はしないものとする。
- (3)納入の方法は、現金で納めるものとする。
- (4)一旦納入した会費は、原則として返還しない。
- (5)年会費以外に、合宿などを実施した場合臨時に集金をする場合もある。
- (6)休会を希望する者は、前月までにその旨をメールにて連絡することとし、書面での申請をする。
- (7)退会を希望する者は、前月までにその旨をメールにて連絡することとし、書面での申請をする。
- (10)退会をする場合、年会費等が完納していない場合は必ず支払うこととする。
- (11)会費はチーム運営に必要な経費として使用する。

- ①日本サッカー協会登録費(チーム、個人)
- ②スポーツ保険
- ③各種大会、リーグの参加費
- ④試合、練習に関わる経費(医療費・飲料水・氷・ボールなど)
- ⑤帯同審判手当
- ⑥グラウンド使用料
- ⑦その他、チームの運営に必要なと認められる諸費用

第9条〔傷害保険〕

会員は、入会と共にスポーツ安全協会の保険に入る。加入手続きはすべて本クラブ事務局にて行う。

第10条〔退会〕

退会する場合は以下の手続きを行わなければならない。

退会を希望する者は、その前月までに、メールにて本クラブにその旨を連絡し、書面での申請をすること。

第11条〔練習〕

いずれも毎週、火曜日19：30～21：00、水曜日19：30～21：00、木曜日19：30～21：00、土曜日9：00～10：30、日曜日9：00～11：00 その他の日時に実施することもある。

第12条〔遵守事項〕

- (1) クラブより貸与されたユニフォーム一式及びトレーニングウェアを着用すること。
- (2) 本会則および本クラブの諸規則を遵守すること。

第13条〔禁止事項〕

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者へのSNS等による開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- (3) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (4) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (5) 本クラブの秩序、風紀を乱す行為

会員の喫煙は禁止とする。

- (6) 本クラブの名誉または利益を害する行為

第14条〔負傷時の処理〕

- (1) 会員が活動中に負傷した場合は本クラブが応急処置を行う。
- (2) 療養に要する費用は、すべて会員の負担とし、本クラブ及びスタッフは一切の責任を負わないものとする。但し、規定の範囲内において第9条の保険で給付を受け取ることができる。

第15条〔除名〕

会員が次のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

- (1) 本規定に違反したとき。
- (2) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
- (3) 事前の申し出をせずに、1ヶ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

第16条〔事故等の責任〕

- (1) 練習場所及び試合会場への送迎は、現地集合・現地解散を基本とする。スタッフが会員を送迎・引率をする場合の万一の事故などについては、その本人に責任を負わすことはしない。
- (2) 会員は本クラブにおける活動およびグラウンドの利用に際しては、スタッフ及びグラウンド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブ及びスタッフ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

付則

- 1 本会則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 本会則は、平成29年2月1日、一部改正
- 3 本会則は、平成30年2月1日、一部改正
- 4 本会則は、平成31年2月1日、一部改正
- 5 本会則は、令和2年1月1日、一部改正
- 6 本会則は、令和3年1月1日、一部改正